

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

(第 3 回)

君津市監査委員

目 次

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象	1
2 監査の範囲	1
3 監査実施日	1
4 監査の場所	1
5 監査の主眼及び方法	1
6 監査委員の除斥	1

第2 監査の結果

公の施設の指定管理者

一般社団法人君津市観光協会	2
有限会社きみつふれあいの里	6
亀山湖畔公園管理委員会	10

(注) 比率 (%) は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象 ※()は、所管する部課

公の施設の指定管理者

一般社団法人君津市観光協会 (経済部 経済振興課)

有限会社きみつふれあいの里 (経済部 経済振興課)

亀山湖畔公園管理委員会 (建設部 公園緑地課)

2 監査の範囲

令和2年度における、公の施設の指定管理者として行った当該施設の管理運営に係る
出納及び事務執行並びに所管課での指定管理に係る事務執行状況

3 監査実施日

令和3年10月20日、12月21日

4 監査の場所

監査室及び現地

5 監査の主眼及び方法

君津市の公の施設を管理している指定管理者に対し、施設管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に置き、監査資料及び関係諸帳簿を調査(補助職員の事前予備調査含む。)するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、亀山湖畔公園管理委員会及びその団体を所管する建設部公園緑地課の監査において、鵜田源一監査委員は除斥とした。

第2 監査の結果

一般社団法人君津市観光協会 (公の施設名:君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所)

1 指定管理者

一般社団法人君津市観光協会 (所在地 君津市久保2丁目13番1号)

2 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所
- (2) 施設所在地 君津市久留里市場195番4
- (3) 設置年月日 平成21年4月1日
- (4) 設置の目的 久留里地区を中心とした地域の観光に関する情報の提供、物産の展示及び紹介等により観光旅行者と地域住民との交流を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的とする。
- (5) 施設の構造 鉄筋コンクリート造、一部木造平屋建て
- (6) 施設の面積
 - ア 敷地面積 2,239.43㎡
 - イ 延床面積 99.87㎡
- (7) 施設の内容
 - ア ホール 81.80㎡
 - イ 厨房 15.76㎡
 - ウ トイレ 2.31㎡
 - エ 設備 (警備設備)
 - オ 備品 (受付カウンター、ファックス付き電話機、パソコン、掃除機、耐火金庫、電磁調理器、冷蔵庫、製氷機等)

3 施設の開館時間等

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日 月曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 及び12月29日から翌年の1月4日まで

4 管理運営に関する協定

基本協定 君津市久留里観光交流センターの管理及び運営に関する基本協定
指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
年度協定 君津市久留里観光交流センターの管理及び運営に関する年度協定
協定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 指定管理者が行う業務 (君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所 管理業務仕様書より)

- (1) 久留里観光交流センターの使用の許可

- (2) 久留里観光交流センターの使用の不許可
- (3) 久留里観光交流センターの使用の許可の取消し
- (4) 使用料の徴収等
- (5) 使用料の減免
- (6) 行政資料の販売等
- (7) 施設全般の管理運営
- (8) 施設の建物及び設備の維持管理
- (9) 業務遂行の記録等
- (10) アンケートの実施
- (11) 事業計画書の作成及び提出
- (12) 収支計画書の作成及び提出
- (13) 事業報告書の作成及び提出

6 人員の配置等 (令和3年10月1日現在)

会長 1人、事務局長 1人 (正社員)、事務員 4人 (パート)

7 管理業務費用 3, 122, 000円 (令和2年度)

8 事業実績 (令和2年度事業報告書より)

(1) 利用人数及び収入実績

(単位：人、円)

月	ホール	案内	その他	計	使用料	減免額	収納金額	備考
2年 4月				0	0	0	0	休館
5月				0	0	0	0	休館
6月	0	656	137	793	0	0	0	
7月	0	825	217	1,042	0	0	0	
8月	0	1,155	348	1,503	0	0	0	
9月	0	1,050	316	1,366	0	0	0	
10月	0	980	235	1,215	0	0	0	
11月	0	1,309	323	1,632	0	0	0	
12月	0	784	186	970	0	0	0	
3年 1月	0	323	97	420	0	0	0	1/19～ 休館
2月				0	0	0	0	休館
3月	0	230	57	287	0	0	0	～3/7 休館
合計	0	7,312	1,916	9,228	0	0	0	

(2) 事業の開催状況

ア 自主事業

開催日	事業名称	参加人数

イ 後援・共催事業

開催日	事業名称	参加人数
6月	久留里線博物館	10人
7月	久留里線博物館	7人
8月	久留里線博物館	7人
9月	久留里線博物館	11人
10月	久留里線博物館	9人
11月	久留里線博物館	6人
12月	久留里線博物館	8人
1月	久留里線博物館	10人
3月	久留里線博物館	7人

ウ その他久留里観光案内所を活用した事業

開催日	主催者	事業名称	参加人数
12/4~2/6	君津市副次核推進対策協議会	久留里駅前電飾事業	不特定多数

9 収支状況（令和2年度収支報告書より）

(1) 収入 (単位：円)

科目	決算額	備考
指定管理料	3,122,000	
その他	7	利息
収入合計	3,122,007	

(2) 支出 (単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	1,887,584	
事務費	131,680	事務費 50,847 事務用品 5,233 雑費 2,020 通信運搬費 73,580
事業費	82,480	研修費 0 修繕費 82,480
管理費	292,491	総合警備費 113,148 浄化槽保守委託費 71,500 浄化槽法定検査 11,000 交流広場管理費 30,000 水汲み広場管理費 12,590 観光交流センター管理費 54,253
雑費	2,640	労働保険手数料
余剰金	725,132	
支出合計	3,122,007	

収入金額 3,122,007円 - 支出金額 3,122,007円 = 収支差額 0円

指定管理業務に係る主な収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入である。

支出の主なものは、人件費 188 万 7,584 円 (60.5%)、通信運搬費等の事務費 13 万 1,680 円 (4.2%) 及び総合警備費等の管理費 29 万 2,491 円 (9.4%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の意見

収支決算書において余剰金を支出科目へ算入して収支の差額を 0 円とすることには違和感があるため、決算書の内容については改善をお願いしたい。また、当該年度の余剰金の取り扱いについては、発生要因を考慮すると今後の検討が必要と思われる。余剰金を活用した新たな事業も検討されているとのことだが、指定管理業務と観光協会の本来業務との区別を明確化し業務に取り組んでいただきたい。

むすび

久留里観光交流センターは、久留里地区を中心とした地域の観光に関する情報の提供、物産の展示及び紹介等により観光旅行者と地域住民との交流を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的とした施設である。コロナ禍により観光面での目的達成は難しい部分があったと思われるが、水汲み広場や交流広場の維持管理については尽力されていたと感じる。

今後は、指定管理者の持っている力を最大限に発揮していただき、地元名産品の販売促進に繋がるような新たな事業を提案して、目的である地域経済の発展に寄与されることを望むものである。

有限会社きみつふれあいの里
(公の施設名:きみつふるさと物産館)

1 指定管理者

有限会社きみつふれあいの里 (所在地 君津市笹1766番地3)

2 公の施設の概要

- (1) 施設の種類 きみつふるさと物産館
- (2) 施設所在地 君津市笹1766番3
- (3) 設置年月日 平成8年7月1日
- (4) 設置の目的 農業の振興及び農村の活性化を図ることを目的とする。
- (5) 建物の概要
 - ア 構造 木造平屋建て
 - イ 延床面積 456.38㎡ (ホール・デッキ含む)
 - ウ 敷地面積 3,608.69㎡
- (6) 施設の概要
 - ア 直売所 92.56㎡
 - イ 喫茶室 51.84㎡
 - ウ 事務室 50.96㎡
 - エ ホール 114.89㎡
 - オ デッキ 67.60㎡
 - カ 便所 36.16㎡
(男子用小4、大2、女子用4、障害者用1)
 - キ その他 42.37㎡
- (7) 設備
 - ア 電気設備
 - イ 空調設備
 - ウ 給排水衛生設備
- (8) 備品 (陳列台、棚、更衣ロッカー、製氷機、調理台、冷蔵庫等)

3 施設の開館時間等

- (1) 開館時間 4月から9月まで 午前9時から午後6時まで
10月から3月まで 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日 12月31日及び翌年の1月1日

4 管理運営に関する協定

基本協定 君津市物産館の管理及び運営に関する基本協定
指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日
年度協定 君津市物産館の管理及び運営に関する年度協定
協定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 指定管理者が行う業務 (君津市物産館管理業務仕様書より)

- (1) 物産館の使用の許可

- (2) 物産館の使用の不許可
- (3) 物産館の使用の許可の取消し
- (4) 利用料金の徴収等
- (5) 利用料金の減免
- (6) 施設全般の管理運営
- (7) 施設の建物及び設備の維持管理
- (8) 業務遂行の記録等
- (9) アンケートの実施
- (10) 事業計画書の作成及び提出
- (11) 収支計画書の作成及び提出
- (12) 業務報告書の作成及び提出
- (13) 事業報告書の作成及び提出

6 人員の配置等（令和3年4月1日現在）

社長 1人、事務局長 1人、事務員 3人、主任作業員 3人

7 管理業務費用 0円（利用料金制）

8 利益の還元

純利益に100分の5を乗じて得た額を還元する。（君津市物産館の管理及び運営に関する基本協定第20条）

9 事業実績（令和2年度事業報告書より）

(1) 直売所 (単位：円)

	金額	利用料金
4月	4,712,187	942,437
5月	2,700,748	540,150
6月	4,782,250	956,450
7月	5,695,066	1,139,013
8月	12,450,223	2,490,045
9月	6,859,983	1,371,997
10月	8,535,044	1,707,009
11月	12,409,883	2,481,977
12月	8,959,075	1,791,815
1月	7,347,822	1,469,564
2月	5,170,496	1,034,099
3月	5,640,256	1,128,051
合計	85,263,033	17,052,606

(2) デッキ及び屋外
使用実績なし

10 収支状況（令和2年度収支報告書より）

(1) 収入

(単位：円)

区 分	決算額	備 考	
利用料金収入	17,052,606	生産者売上高	20,943,128
		業者売上高	28,796,801
		当社売上高	35,523,104
			85,263,033
収入合計 (A)	17,052,606		

(2) 支出

(単位：円)

区 分	決算額	備 考	
人件費	5,137,000	事務職員、作業員賃金	5,137,000
管理費	1,026,390	浄化槽保守点検	776,790
		浄化槽法定検査	30,000
		警備業務	111,000
		消防設備保守点検	17,600
		電気工作物保安業務	91,000
水道光熱費	2,458,160	電気料	1,585,908
		水道料	872,252
事務費	768,688	清掃消耗品	198,356
		事務用品	18,932
		雑費	68,000
		通信費	8,400
		備品購入（自走式草刈機）	475,000
支出合計 (B)	9,390,238		
収支 (A) - (B)	7,662,368		

指定管理業務に係る収入は、販売品売上高の20%である利用料金収入のみである。

支出の主なものは、人件費513万7,000円(54.7%)及び電気料等の水道光熱費245万8,160円(26.2%)である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の意見

指定管理業務の内容について再度確認し、支出の内容に誤りがある部分については早急に是正されたい。また、修繕費等の負担については、協定書の内容を遵守し適切に対応されたい。

本施設は利用料金制となっているため、指定管理者の決算が市の歳入に影響するため、指定管理者と所管課双方が協定書の内容について十分に理解し、疑義が生じることのない報告書の作成を心掛けていただきたい。

自動販売機の設置については、利用者の利便性を考慮すると必要性は感じられるが、千葉県所有の土地を市が借り上げている状況を鑑みると、賃借人として何らかの対応が必要と思われる。道の駅内の他の設備（公衆電話や電気自動車充電器）との整合性を図り対応していただきたい。

観光施設でもあることを考えるとリピーターの確保は重要である。アンケートを積極的に活用し来訪者の評価に真摯に耳を傾け、指定管理業務に携わる者全員が資質の向上に努めていただきたい。

むすび

きみつふるさと物産館は、道の駅「ふれあいパーク・きみつ」の中心施設として農業の振興及び農村の活性化を図り、都市と農村の交流を目的として設置された施設である。また、清水溪流広場内の亀岩の洞窟（濃溝の滝）が話題になったことにより、他県からの観光客で賑わう市の重要な観光資源の1つとなっている。

今後は、地元農産物に限らず市内各地の特産物を販売するなど、市内観光資源のPRの場としても活用されることを期待し、来訪者に君津市の魅力を十分に感じてもらえるような空間となるよう、より満足度の高いサービスの提供や施設の維持管理・運営に努められることを望むものである。また、指定管理者の募集にあたって現在は市内に事業所を有するものみの限定公募となっているが、各地で実績のある業者も参入できるような公募内容を検討していただきたい。

亀山湖畔公園管理委員会
(公の施設名:君津市立公園(亀山湖畔公園))

1 指定管理者

亀山湖畔公園管理委員会 (所在地 君津市川俣旧川俣8番地)

2 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 君津市立公園 (亀山湖畔公園)
 (2) 施設所在地 君津市草川原866番ほか8箇所
 (3) 設置年月日 ア 平成5年11月1日 (稲ヶ崎キャンプ施設)
 イ 平成8年7月1日 (長崎キャンプ施設)
 (4) 設置の目的 公共の福祉の増進に資するため。
 (5) 施設の面積 192,523.2㎡ (うち管理面積189,486.3㎡)

内訳	供用面積	管理面積
ア 川俣地区	9,641.4㎡	8,430.8㎡
イ 月毛地区	7,686.5㎡	7,686.5㎡
ウ 稲ヶ崎地区	15,870.9㎡	15,871.0㎡
エ 笹地区	7,199.0㎡	7,199.0㎡
オ 草川原地区	26,132.6㎡	26,132.6㎡
カ 折木沢地区	1,609.5㎡	1,609.5㎡
キ 押込地区	5,704.6㎡	5,704.6㎡
ク 坂畑地区	74,267.6㎡	74,267.6㎡
ケ 滝原地区	44,411.1㎡	42,584.7㎡

(6) 施設の概要

ア 川俣地区		イ 押込地区	
四阿 鉄骨造	32.00㎡	四阿 木造	13.24㎡
便所 鉄骨・木造	51.87㎡	便所 木造	4.96㎡
水飲場	1基	案内板	1基
総合案内板	1基	展望広場	
親水広場		駐車場	
ゲートボール場	374.0㎡		
駐車場	W=6.0m L=60.02m		
亀山会館前駐車場			
照明灯	14基		
ウ 月毛地区		エ 笹地区	
四阿 木造	13.24㎡	四阿 木造	13.24㎡×2基
便所 木造	18.01㎡	便所 木造	26.16㎡
水飲場	1基	水飲場	1基
案内板	1基	案内板	1基
休憩広場		イベント広場	
駐車場		駐車場	

オ 草川原地区

四阿 木造	6. 4 8 m ² × 2 基
便所 木造	8. 3 7 m ²
水飲場	1 基
案内板	1 基
水辺の広場	
多目的広場	
駐車場	
ミニ吊橋	
ゲートボールコート	

カ 稲ヶ崎キャンプ施設

管理棟 木造	1 9 8. 7 4 m ²
炊飯棟 木造	1 0 5. 9 9 m ²
便所棟 木造	7 8. 6 6 m ²
オートキャンプサイト	2 1 区画
自由広場	5, 7 7 6 m ²
野外卓広場	
駐車場	

キ 長崎キャンプ施設 (坂畑地区)

管理棟 木造	4 1. 4 0 m ²
炊飯棟 木造	1 9. 8 0 m ²
便所棟 木造	1 8. 0 0 m ²
キャンプサイト	3 0 区画
自由広場	3, 4 3 3 m ²
駐車場	

ク 折木沢地区

休憩広場	1, 1 3 8 m ²
駐車場 (普通車 1 1 台)	4 7 0 m ²

ケ 滝原地区

四阿 木造	1 3. 2 5 m ²
便所 木造	1 9. 3 2 m ²
水飲場	1 基
案内板	1 基
広場	
駐車場	

3 有料公園施設の使用期間等 (君津市立公園の設置及び管理に関する条例施行規則より)

施設名	使用期間	使用時間
稲ヶ崎キャンプ施設	1月4日から12月27日まで (市長が必要と認めた臨時休日を 除く)	1泊の利用につき、午後1時から 翌日の午前11時まで
長崎キャンプ施設	4月1日から11月30日まで (市長が必要と認めた臨時休業を 除く)	1日の利用につき、 午前10時から午後4時まで

管理事務所の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 管理運営に関する協定

基本協定 君津市立公園 (亀山湖畔公園) の管理及び運営に関する基本協定

指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

年度協定 君津市立公園 (亀山湖畔公園) の管理及び運営に関する年度協定

協定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

変更年度協定 君津市立公園 (亀山湖畔公園) の管理及び運営に関する変更年度協定

協定締結日 令和2年8月28日

5 指定管理者が行う業務（君津市立公園（亀山湖畔公園）指定管理業務仕様書より）

- (1) 有料公園施設の使用の許可
- (2) 有料公園施設の使用の不許可
- (3) 有料公園施設の使用の許可の取消し
- (4) 利用料金の收受等
- (5) 利用料金の還付及び減免
- (6) その他の収入
- (7) 口座の管理
- (8) 施設全般の管理運営
- (9) 施設及び附属設備の維持管理
- (10) アンケートの実施
- (11) 事業計画書の作成及び提出
- (12) 収支計画書の作成及び提出
- (13) 事業報告書の作成及び提出
- (14) その他

6 人員の配置等（令和3年4月1日現在）

委員長 1人（稲ヶ崎キャンプ場管理人・当直員・作業員）

パート 稲ヶ崎キャンプ場 5人（管理人・作業員・当直員・売店員・トイレ掃除）

長崎キャンプ場 4人（管理人・作業員・事務）※うち2人が稲ヶ崎を兼務

草川原地区 5人（作業員）

川俣・押込地区・稲ヶ崎 3人（作業員）

月毛地区 3人（作業員）

笹地区 4人（作業員）

滝原地区 4人（作業員）

7 管理業務費用 16,385,000円（令和2年度）

16,345,000円（変更協定後）

8 利益の還元

利用料金と自主事業による収入が管理経費を超えた部分の30%を還元する。（君津市立公園（亀山湖畔公園）の管理及び運営に関する基本協定第20条）

9 事業実績（令和2年度事業報告書より）

(1) 稲ヶ崎キャンプ場利用実績、徴収実績

(単位：件、円)

	オート キャンプ	貸テント	炊事用品	毛布	ランタン	コイン シャワー	合計	徴収金額
4月	41	23					64	147,950
5月	26	16					42	94,600
6月	130	107		1		183	421	506,480
7月	150	88		7		295	540	575,210
8月	336	154				760	1,250	1,269,500
9月	178	117		5		209	509	674,300
10月	185	140		4		150	479	703,820
11月	241	202		6		110	559	919,380
12月	159	147		5			311	607,200
1月	1	1					2	3,850
2月							0	
3月	65	59					124	246,950
合計	1,512	1,054	0	28	0	1,707	4,301	5,749,240

(2) 稲ヶ崎キャンプ場利用人数

(単位：人)

	オート キャンプ	貸テント	炊事用品	毛布	ランタン	コイン シャワー	合計
4月	128	48					176
5月	93	29					122
6月	365	190		1		183	739
7月	299	166		7		295	767
8月	1,131	331				760	2,222
9月	532	212		5		209	958
10月	495	227		4		150	876
11月	665	327		6		110	1,108
12月	391	225		5			621
1月	2	1					3
2月							0
3月	183	82					265
合計	4,284	1,838	0	28	0	1,707	7,857

(3) 長崎キャンプ場利用実績、利用人数、徴収実績

	日帰り キャンプ	人数	徴収金額
4月	15 件	63 人	33,000 円
5月	3 件	16 人	6,600 円
6月	12 件	40 人	26,400 円
7月	19 件	79 人	41,800 円
8月	36 件	152 人	79,200 円
9月	31 件	125 人	68,200 円
10月	26 件	98 人	57,200 円
11月	51 件	162 人	112,200 円
合計	193 件	735 人	424,600 円

10 収支状況（令和2年度収支報告書より）

(1) 収入

(単位：円)

科目	決算額	備考
委託料	16,345,000	指定管理料
キャンプ場利用料	6,173,840	
売店売上利益	300,009	
ふるさと納税	6,600	
繰越金	0	
雑収入	20	利息
収入合計	22,825,469	

(2) 支出

(単位：円)

科目	決算額	備考
人件費	15,904,320	
給与賃金	15,290,900	管理人、作業員、当直員の給料
作業助成金	407,000	
労働保険	206,420	労災保険料
事務費	185,525	
租税公課	145,590	自動車税、車検保険料
事務用品費	39,935	事務消耗品等
新聞代	0	新聞購読料
通信費	0	切手、ハガキ、印紙代
事業費	1,205,694	
会議・福利費	37,000	総会、役員会、研修会費
広告宣伝費	89,620	看板、パンフレット、HP作成等
負担金	0	各種負担金
消耗品費	704,147	鎌、トナー、手袋、洗剤消耗品
その他消耗品費	148,627	毛布リネン、イベント景品、茶代
利用還元金	226,300	
管理費	5,001,895	
浄化槽管理費	1,751,700	公園浄化槽維持管理（委託）
廃棄物処理	220,000	公園一般ごみ処理費（委託）
光熱水費	2,218,907	電気、水道、ガス代
修繕費	430,618	各種修理代（トイレ・草刈機）
電話料	154,162	キャンプ場電話代
燃料費	226,508	ガソリン、混合油代
支出合計	22,297,434	

収入金額 22,825,469円 － 支出金額 22,297,434円 ＝ 収支差額 528,035円

指定管理業務に係る主な収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入及びキャンプ場の利用料収入である。

支出の主なものは、給与賃金等の人件費 1,590 万 4,320 円（71.3%）及び光熱水費等の管理費 500 万 1,895 円（22.4%）である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の意見

本施設は利用料金制を導入しているものの、収入の多くは市からの委託料となっているため、支出の内容については十分に精査し適正な決算書となるよう所管課と協議を重ねてもらいたい。また、消費税の取り扱いについては、早急に税務署等に確認し必要に応じて適正に処理されたい。

むすび

亀山湖畔公園は、広大な湖畔に 9 公園が設置され、憩いの場として多くの方に利用されている。特に 2 箇所のカンパ施設については、近年のカンパブームも後押しとなり県内外から多くの家族連れ等が訪れている。アンケートの結果からも分かるとおり、指定管理者は各公園の定期的な草刈やトイレ清掃等を実施し、利用者が安心して利用できるようサービス向上に取り組まれている。

今後も、本施設がより有効に利用されるよう、満足度の高いサービスの提供や適切な維持管理・運営に努めるよう望むものである。